令和２年度

学生便覧

２０２０

静岡大学教育学部
静岡大学大学院教育学研究科

４．ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー

1. ディプロマ・ポリシー

静岡大学　学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

静岡大学は、教職員、学生の主体性の尊重と相互啓発の上に立ち、平和で幸福な未来社会の建設への貢献をめざす「自由啓発・未来創成」の基本理念を掲げ、教育・研究に携わっている。このようなビジョンのもとで、国際感覚と高い専門性を有し、チャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成することが本学の教育目標であり、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学位授与の条件とする。

１．専門分野についての基本的な知識を習得し、これを社会の具体的文脈のなかで活用することができる。
２．外国語を含む言語運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけている。
３．多様性を認め、幅広い視点から物事を考え、行動することのできる国際感覚と深い教養を身につけている。
４．主体的に問題を発見し、自らのリーダーシップと責任のもとで、様々な立場の人々と協同して、その解決にあたることができる。

教育学部　学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

教育学部は、豊かな人間性と幅広い教養を基盤とし、深い専門性と実践的な指導力を兼ね備え、課題に柔軟に対応することができる教員の育成を教育目標としており、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学士（教育学）の学位授与の条件とする。

１．専門職としての教員に求められる公共的使命感、倫理観、教育観を備えると共に、幅広い視点から物事を考えることができる。
２．教育活動を支え実現する上で不可欠な専門的知識・技能、および言語処理能力、情報処理等の基本的スキルを身につけている。
３．学習内容に関わる専門的知識や、論理的思考力、理論と実践の間をつなぐ深い省察能力を身につけ、常に学び続ける姿勢を有している。
４．他者と協働して教育活動をつくるコミュニケーション能力とリーダーシップを身につけている。

2. カリキュラム・ポリシー

静岡大学　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

静岡大学は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

１．全学教育科目においては、基礎的な学習方法、外国語の運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけるために「基軸教育科目」を、国際感覚と教養を身につけるために「現代教養科目」を、理系の基礎的知識習得や教職等の資格取得のために「理系基礎科目」及び「教職等資格科目」をおく。
２．専門科目においては、各学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、

それぞれの専門分野についての主体的な学びを促し、基本的知識・方法を身につけるための系統的な授業配置を行う。

3．自ら問題を発見し、その解決のために他者と協同して行動できるようにするため、学生参加型授業、フィールドワーク、実験・実習等の授業を配置すると共に、地域社会との交流や国際交流の機会を積極的に提供する。

4．すべての授業について充分な学習時間を確保すると共に、客観的な評価基準に基づく成績評価を行う。

教育学部　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

教育学部は、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1．専門職としての教員に求められる公共的使命感、倫理観、教育観を育み、社会の変化に対応する幅広い視点を身につけるために、全学教育科目および教育学部の専門科目をおく。

2．専門科目においては、教育学部の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、各専攻・専修の専門分野についての主体的な学びを促し、基本的知識・方法を身につけるための系統的な授業配置を行う。

3．学習内容に関わる専門的知識や、論理的思考力、理論と実践の間をつなぐ深い省察能力、常に学び続ける姿勢を身につけるために、実験、実習、演習、教育実習等の授業を配置すると共に、卒業研究等の探求的な課題をおく。

4．他者と協働して教育活動をつくるコミュニケーション能力とリーダーシップを身につけるために、ボランティアや地域の教育活動等の参加を推奨すると共に、教育実践活動を省察・評価するための講義や演習をおく。

１２．学 生 生 活 の 心 得

Ⅰ　＜事 務 窓 口 ・ 連 絡 方 法＞

１　事務関係の取り扱い窓口

教育学部学生が行う事務手続きは、主に教育学部学務係（教育学部Ｄ棟４階）が取り扱います。なお、全学教育科目など大学全体で受け持つ内容は、共通教育棟の各窓口が担当しています。

《教育学部学務係　学生窓口業務時間》

８：３０～１２：３０，１３：３０～１７：００

※昼休みは緊急時以外入室をご遠慮ください。

２　掲示板

大学が学生に対して行う全ての告示・通知、授業関係（試験、休講通知、授業変更等）、呼び出し及び奨学生継続手続日など、学生が知るべき事項は、原則掲示により伝えることになっています。掲示板の設置場所やどのような案内が貼り出されるかなど、情報収集の方法を熟知してください。

共通教育棟と教育学部棟の掲示板は、学生生活に直接関係した内容が掲示されるので、１日に一度は必ず見るように心がけてください。掲示を見なかったために不利益が生じても、学部では一切の責任を負いません。

なお、学務情報システムのメール機能でも、授業担当教員や学務係等から重要な連絡をすることがありますので、必ずメールアドレスの登録を行い常に受信できるようにしてください。メールアドレスを変更した際は、学務情報システムの登録内容も自身で必ず修正してください。

（１）大学事務室の掲示板（重要な連絡事項が掲示されます。）

共通教育棟・・・Ａ棟２階玄関、Ａ棟東側、Ｂ棟ピロティ、Ｂ棟南側、Ｌ棟ピロティ

教育学部棟・・・Ｂ棟ピロティ　　（各位置は学内地図を参照）

（２）学生専用掲示板

学生自身がクラス、サークル活動などで使用できる掲示板で、Ｂ棟ピロティ、階段の踊り場に設けてあります。次の事項を守れば、誰でも使用できます。

① 掲示物には代表者の学部、学年、氏名及び掲示日を記入してください。
② 掲示は１つの掲示板に１枚としてください。（スペースの関係上）
③ 掲示期間は最長でも１ヶ月間としてください。
④ アルバイト等の金銭に関わる掲示や公序良俗に反する内容の掲示はできません。
⑤ 掲示期間終了後及び掲示の必要がなくなった場合には、掲示者が責任をもって取り外してください。
⑥ 後学期の定期試験終了後（２月 20 日頃）に全ての掲示を剥がします。年度を越えて掲示を希望する場合は、後学期の定期試験最終日までに取り外し４月１日以降に再度掲示してください。
⑦ 上記のルールが守られていない場合は、掲示物を取り外します。

3　学務係の取り扱い内容

（1）教務手続きに関すること。

①入学、退学、転学、休学、復学、卒業及び修了に関すること。

②カリキュラム、授業及び履修登録に関すること。

③単位に関すること。

④学籍簿、その他の記録に関すること。

⑤学生証、成績証明その他の証明に関すること。

⑥研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人学生に関すること。

⑦他大学受験願に関すること。

（2）教育実習・教員免許に関すること

①教育実習に関すること。

②教員免許状に関すること。

（3）学生生活・キャリアサポートに関すること

①保健管理及び安全に関すること

②厚生施設及び保管施設に関すること。

③就職情報の提供に関すること。

④学生団体、集会及び掲示に関すること。

⑤課外活動及びその施設に関すること。

⑥賞罰に関すること。

⑦その他、学生の教務・厚生福祉に関すること。

4　証明書

証明書は、「証明書自動発行機」で即日発行が可能なものと、教育学部窓口で申請する必要があるもの（使用予定の一週間前までに申請）、学務部学生生活課窓口で申請する必要があるものの３種があります。窓口申請の場合、証明書類の即日発行や急な発行依頼は受け付けないので注意してください。

（1）証明書自動発行機で発行

①在学証明書（学部・大学院）

②卒業・修了見込証明書（学部・大学院）

以下のア～ウを全て満たす場合に発行します。ただし、卒業見込証明書の発行をもって当該年度の卒業を確約するものではありません。

ア　当該年度中に卒業に必要な在学期間を満たす見込みがある学生

イ　教育学部規則実施細則第６条*に規定される卒業研究の履修条件を満たした学生

ウ　前年度までに「教育実習Ｉ」の単位を修得済みである学生（養護教育専攻を除く）

＊「７.修学の心得」の「（７）卒業研究」を参照

なお、４年次に上記の条件を満たさない学生で、卒業見込証明書の発行について、特別の理由がある場合は、教育学部学務係に申し出てください。

③成績証明書（学部・大学院）

④ＪＲ学生割引証

⑤健康に関する証明書＊

＊大学での定期健康診断を受け、結果説明を受けた場合にのみ発行されます。事情により定期健康診断を受けられなかった場合は外部の医療機関で受診し、健康診断書を保健センターに提出し、医師の診断を受けることで発行されます。

自動発行機の設置場所	使用可能時間
共通教育Ａ棟２階　教務課発行機専用室内	月～金　　８：３０　～　１７：００

＊共通教育Ｌ棟にも発行機が設置されていますが、教育学部の学生は原則利用できません。

＊機械のメンテナンス等により使用できない期間については、事前に掲示により告知します。

（２）教育学部学務係窓口で申請

発行希望日の１週間前までに申請すること。受取時には学生証が必要です。

①単位修得証明書（免許用ほか）

②教員免許状取得見込証明書

上記（１）②の卒業見込証明書の発行基準を満たす学生に、教員免許状取得見込証明書を発行します。

③英文の証明書（在学証明書・成績証明書・卒業(見込)証明書・修了(見込)証明書）

④就職活動用の推薦書に係る証明

（３）学務部学生生活課窓口で申請（共通教育Ａ棟３階）

①入学料、授業料免除申請

②奨学金申請受付（日本学生支援機構奨学金、地方育英会奨学金、地方奨学団体奨学金等）

③通学証明書の発行

④ＪＲ学生割引証の発行（自動発行機でも可能）

⑤団体（グループ）旅行申し込み手続

･･･教職員に引率された学生団体（８人以上）でＪＲを利用するときは、申込用紙をＪＲから受領の上、必要事項を記入し、所定の期間内に申し込み手続きを行ってください。

〈注意〉

①本学で発行する証明書類は、すべて社会一般では公文書として通用するものですから、その取り扱いには十分注意してください。期限切れや不用となった証明書類は必ず発行された窓口に返却し、紛失、盗難にあったときには、直ちに教育学部学務係に届け出てください。

②申請書には記入漏れがないよう、正確・丁寧に記入してください。申請書の記入内容に不備がある場合には、証明書は発行されません。

③証明書の不正使用は絶対にしないこと。**特に学割証や学割証で購入した乗車券の貸与、譲渡は禁止されています。**不正行為が摘発されたときは、公文書不正使用として高額の追徴金が

徴収されます。また、静岡大学全体が発行停止の処分を受ける等の制裁が科せられる場合がありますので、厳に慎んでください。

④私鉄で特別に定められた証明書用紙がある場合は、自分で用紙を準備の上、必要事項を記入して申し込んでください。

⑤証明書自動発行機に係るパスワードを他人に知らせないでください。

Ⅱ ＜学 生 生 活＞

5 指導教員制度及び相互連絡

１・２学年：学年と専攻・専修を考慮して１名ずつ指導教員が置かれます。学年始めのガイダンスで各専攻・専修ごとに紹介されるので確認してください。

３学年：専攻・専修によって指導教員を置く場合と、専攻する研究室の教員が指導教員になる場合とがあります。

４学年：卒業研究あるいは卒業ゼミを指導する教員が指導教員となります。

指導教員へは学生生活一般、全学や日常生活の上での問題について、遠慮無く相談するようにしてください。

（１）学生カードの提出

毎学年始めに、所定の用紙に必要事項を記入、写真を貼付したものを２部作成し、指導教員と学務係へ、期限を守って提出してください。

学生カードは、大学からの緊急連絡時に必要です。

（２）提出事項変更の場合（随時）

住所変更・携帯電話番号変更及び改姓などで、学年始めに提出した学生カードの内容に変更があった場合には、直ちに学務係に届け出るとともに学務情報システム上の登録変更も行ってください（特に携帯電話情報）。変更の届け出が無い場合、大学から緊急の連絡を行う必要が生じても、連絡できず本人の不利益となることがあります。

なお、下記の変更がある場合は所定の様式により届け出てください。

①改姓届 … 本人の名字が変更された場合。

②保証人変更届 … 入学時の「宣誓・保証書」に書かれた保証人が変更された場合。

③保証人住所変更届 … 保証人の住所が変更された場合。保証人宛ての郵便物が届かなくなるので、忘れずに提出してください。

（３）休学・留学・退学等に関連する願い出

休学・留学・退学等に関連する下記の願い出は、所定の様式により行ってください。なお、①～④の願い出は遅くとも１か月前までに学務係へ提出してください。これらの願い出には指導教員と保証人の承認印及び直前の学期までの授業料納入が必要です。

① 休学願 … 病気その他の理由により引き続き２か月以上修学できない時に提出します。休学中は授業料がかかりませんが、在学期間に加算されないため休んだ期間分卒業の時期が遅れます。通常は学期単位での申請となります。

② 復学願 … 休学事由が解消し大学に復帰する時に提出します。

③ 留学願 … 海外留学をする時に提出します。留学中は授業料がかかりますが、在学期間に加算されます。日本学生支援機構の奨学金を借りている人は、手続きをしなければならないので必ず申し出てください。

④ 退学願 … 病気その他の理由により大学を退学する時に提出します。

⑤ 受験許可願・受験結果報告書 …在学中に他大学を受験する時に提出します。

⑥ 秋季卒業申請書 … 過年度生が秋季卒業を希望する時に提出します。

（４）授業料・寄宿料の納入に関する照会

授業料・寄宿料の納入及びこれに関することは、財務施設部財務課出納係（事務局棟）で行っています。

6 施設利用

（１）教育学部講義室

教育学部講義室を無断で使用することは禁止します。課外活動などで教育学部棟講義室を使用する場合、使用日１ケ月前から１週間前までに教育学部学務係で申し込み手続をしてください。使用できる教室は教育学部Ｂ棟（Ｂ２１２除く）に限ります。G棟は特別の理由がないかぎり学生の課外活動のための使用を認めていません。また、完全に個人的な事由による教室使用（学務係でそのように判断した案件を含む）についても認められません。

講義室の使用にあたって、本学関係教員（顧問教員、指導教員など）の承認印が必要となります。

使用できる時間は次のとおりです。

教育学部棟講義室	曜　　日	使 用 時 間
Ｂ棟１０９－１１１室 ２０４－２０８室 ２１４－２１８室	月・火・水・金曜日	１７時５０分～２０時
	木曜日	１４時３０分～２０時

備考　休業日にあっては、Ｂ棟(Ｂ２１２除く)各室とも９時から20時まで使用できます。

※講義室は、本来授業を行う施設としてあるので、翌日からの使用に支障がないように以下の注意事項を守るようにしてください。

①火気は絶対に使用しないこと。

②備品の持ち出し、移動は行わないこと。やむを得ない理由で移動するときは、使用後、もとにもどしておくこと。

③講義室の机・椅子などを講義に支障がない状態に確実に整頓し、室内のゴミ、汚れ、板書などを全て清掃すること。

④戸締まり（窓の施錠）及び消灯を確認し、使用時間を厳守すること。

以上のことを守らない学生または学生団体については、以後の講義室の使用を認めません。

（２）教育ラウンジ（教育学部Ｂ棟１階中庭側）

使用できる時間は平日の８時～１８時です。その他講義室使用と同様、注意事項を守り他の学生に迷惑がかからないよう使用してください。なお、特別な理由がない限り、学生や学生団体の

占有使用はできません。

（3）全学関係の施設

共通教育棟の講義室、大学会館、総合運動場施設（体育館、サッカー・ラグビー場など)、サークル共用施設、合宿研修施設などを利用する場合は、『学生生活の手引き』を参照して共通教育A棟の学務部教務課または学生生活課課外活動係に申し出てください。

7　学内の交通規制

大学構内には許可車両以外は乗り入れ出来ません。学内を交通事故・車騒音から守るために、別に定める大谷地区構内交通規則要領（『学生生活の手引き』参照）及び同要領運用方針等に従って、構内交通規制を行っています。この要領等は授業のない時間帯（休日などを含む）も適用されます。

二輪車は第１・第２駐輪場またはバイク・オートバイ専用駐輪場（仮設）の指示された位置に置いてください。

なお、例外として、片山寮生の正門・学寮間の二輪車使用と、身体的理由がある場合の車両の乗り入れは認められます（学務係へ相談のこと)。

8　安全な生活のために

（1）予防

A．盗難防止

現金・貴重品及び自転車・バイクなどの盗難事件が毎年多数発生しています。次のことに注意して盗難防止に心掛けてください。

①現金・貴重品など

多額の現金は持ち歩かないことを心掛け、銀行・郵便局などのキャッシュカードを利用するようにしてください。下宿先などでも同様の注意を心掛けてください。

現金や貴重品は、自分の身から離さないようにしてください。特に、体育館の更衣室での盗難が多いので、体育の授業時には、更衣室に現金や貴重品を置いたままにしないでください。またH棟（音楽棟）の個人練習室でも盗難が多発していますので、注意してください。

②自転車・バイクなど

自転車・バイクから離れるときは、必ず施錠するとともに、バイクにはハンドルロックをしてください。バイクの車両ナンバーを控えておくだけではなく、自転車・バイクには車体番号が付されているので、これらの車体番号も記録しておいてください。

なお、静岡県では自転車に乗るすべての人に対し、自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられています。

B．海難事故防止、飲酒、喫煙に関する注意

静岡市駿河区の高松海岸・大谷海岸付近は岸辺からすぐに深みがあるだけでなく、海岸近くに急な潮の流れがあり、突然高波が押し寄せます。また波にさらわれた場合は消波ブロックに打ち付けられる可能性もある極めて危険な場所です。過去にはこの海岸での死亡事故も発生

しています。台風接近時などの悪天候日以外でも、同海岸の危険性を十分に理解した行動を心がけてください。

また、未成年の飲酒や喫煙については法で禁止されています。自身が法を遵守するだけでなく、飲酒、喫煙に関する後輩や未成年者への強要、誘惑は絶対にしてはいけません。

C．保険

自動車は勿論のこと、二輪車を保持・運転する場合も必ず自賠責保険と任意保険に加入してください。

（2）事故・盗難などへの対応

A．事故発生の対応

①学内での全ての事故（交通事故、人身事故、盗難事件など）

発生した場合、直ちに以下へ連絡をしてください。

《大学業務時間内》　事件発生の最寄りの部局（どこでも）

教育学部学務係 054-238-4580, 054-238-4577

《業 務 時 間 外》　守衛所 054-238-4444（24 時間）…正門横

②学外の事故・事件

交通事故に遭遇した場合（加害・被害とも）には、警察へ通報するなど適宜対応した後、すみやかに教育学部学務係へ連絡のうえ、指導教員とも相談するようにしてください。学内の交通事故は増加の一途をたどっています。交通安全の自覚、安全運転の為の自制が強く望まれています。

最近、深夜の様々な事件が起きています。夜遅くの一人歩きは男女を問わず危険です。研究やサークルなどで遅くなった場合には、複数で帰宅するようにしてください。事件に巻き込まれた場合は、警察へ通報した後、すみやかに①の学内連絡先に通報してください。なお防犯ブザーを貸し出すことができますので、学務係に問い合わせてください。

B．拾得物の対応

遺失物を拾得した場合は、すみやかに拾得場所を管理する担当係に届け出てください。拾得物は学務係内の陳列ケースに展示しておきます。心当たりがあれば学生証を持参の上、教育学部学務係へ申し出てください。保管期間は 6 ケ月です。

共通教育棟：学務部教務課教務係

教育学部棟：教育学部学務係

C．困った時の各種窓口

静岡大学には、何かあったときの相談先（窓口）が各種あります。指導教員、教育学部学務係、守衛所 054-238-4444（24 時間）、全学学生相談室、学部学生相談員、ハラスメント相談委員、保健センターなどです（学生生活の心得　１４ 学生相談室・修学サポート室 参照）。

9　円滑な学生生活のために

（1）注意事項

A．定期試験等における「不正行為」について

試験等において不正行為を行った者に対しては、学則第５７条及び静岡大学学生懲戒規程第１７条の規定に基づき、厳重な措置をとります。絶対に不正行為を行ってはいけません。

B．構内の騒音防止

大学構内では騒音にならないように、とりわけアンプ（マイク・スピーカー）類を使用しての広報・演説・音楽活動などは、他に迷惑が掛からない音量で行うようにしてください。音楽系サークルの場合は、音量に特に注意してください。授業のない時間帯でも充分な配慮をして活動してください。

C．構内美化とゴミの分別

大学構内で気持ちよく生活するために、期限切れのポスターなどの印刷物、飲み物の紙コップ、空き缶などを分別して所定のゴミ容器に入れ、ゴミの再資源化に努めてください。また、机や壁などに落書きをしないようにしてください。印刷物の配布者は、配布物が散乱しないように、必ず後始末をしてください。

D．喫煙と火気の注意

講義室や廊下での火気の使用は絶対にできません。

大学構内は全面禁煙です。

E．教育ラウンジ（教育学部Ｂ棟１階中庭側）利用

教育学部Ｂ棟１階中庭側に教育ラウンジがあります。この部屋は中庭に面しているので、大きな物音を立てるなど、他の学生や教員の迷惑にならぬよう昼夜を問わず注意しましょう。ここでコンパ等を行うことは禁止されています。節度ある利用を心掛けてください。

F．携帯電話

授業中は携帯電話の電源を切り、使用しないでください。

（2）物品の貸し出し

学務部学生生活課課外活動係では、テント用具、機器類などの用具類の貸し出しを行っているので、課外活動等に利用できます。（『学生生活の手引き』参照）

（3）アルバイトの紹介

家庭教師及び一般企業のアルバイトは、静岡大学生活協同組合で紹介しています。募集の掲示は第一食堂ホール内及び第二食堂ホール内、募集内容の詳細は静岡大学生活協同組合事務室（厚生施設「銀杏」２階）にて閲覧できます。

アルバイトは学資の不足を補う場合のみ行うようにしてください。就業に際しては、健康と安全に十分心掛けるとともに、成績不良や修得単位不足など、学業に支障を来すことの無いように十分留意してください。新入生には、入学後３ヶ月間はアルバイトの紹介を行いません。これは、大学での授業や新しい生活に慣れることを優先していただきたいためです。

アルバイトをするに当たっては、本学の社会的信用を傷つけたり、学生としての品位を汚したりすることの無いように注意してください。

１０　就職・進学関係

（１）教採受験希望者対象サポート・一般企業志望者対象就職ガイダンス

教職支援室（Ｌ棟１階）では、教職に関する相談や教員採用試験に向けた対策、さらに採用試験後、教師として現場に立つための対策講座を実施するなど、教採全般だけではなく試験後も視野に入れたきめ細やかな指導をしています。また県内各自治体（静岡県・静岡市・浜松市）の教員採用試験の願書の配布（例年４月上旬）も、ここで行っています。教採を受験するのに欠かせないのが、教職支援室です。専任のスタッフが常駐しているので、開室時間内にぜひ積極的に利用しましょう。

これに加えて、教育学部学生・キャリアサポート委員会主催で、教採ガイダンスを実施しています。県内各教育委員会の人事担当者による教採の概要説明や、教採合格者による勉強法アドバイス、また同窓会の先生方による教採面接対策講座等が行われます。また面接における質問内容、合格者の体験談などを編集した『教員採用・就職ガイドブック』を３年生後期に配布しているので、教員採用試験に活用してください。教採対策全般に関する掲示は、教職支援室前の掲示板および教育学部Ｂ棟掲示板で行っているので、注意してください。

一般企業志望者への就職ガイダンスは、学務部就職支援室（静岡キャンパス全学生対象）主催で行われます。また企業の採用活動開始にあたって、多数の企業がブースを出展する県内最大級の合同企業説明会「静大就職祭」が行われるので、ぜひ参加しましょう。静大生だけを対象とした説明会なので、効果的な就職活動につなげられます。

共通教育Ａ棟３階の就職支援室には就職相談室があり、キャリアカウンセラーの先生方が相談を受け付けています。エントリーシートの書き方、面接へのアドバイスなど、就活全般の不安に個別に対応してくれるので、ぜひ利用してください。

静岡キャンパス全体を対象としたガイダンスの日程、また就職相談室からのお知らせなどは、本学ホームページの「就職支援室」専用サイトから確認をしてください。このサイトには本学にピンポイントで来た求人情報や、インターンシップ関連の情報も掲載されているので、こまめにチェックすることが肝心です。

（２）就職関係資料室

Ａ．教育学部（教員採用試験の資料）

《教職支援室》

教職支援室には『教職課程』『教員養成セミナー』『教育新聞』といった、教員採用試験対策にも役立つ各種雑誌、新聞、さらに県内の学校で使用されている小中学校の教科書、学習指導要領、読み聞かせ練習用絵本等が備え付けられており、随時利用可能です。

他にも小学校理科実験用器具やミシン、車椅子などの機材もあるので、活用してください。

Ｂ．全学（一般企業、公務員試験の資料中心）

《共通教育Ａ棟３階・就職情報資料室》

共通教育Ａ棟３階の就職支援室には、全学の就職情報資料室があります。公務員試験案内やパンフレット、企業からのＯＢ・ＯＧ情報、インターンシップ関連の情報、就職関連書籍を中心に、大学あてに届く就職資料はすべてここに集められています。

Ｃ．就職活動向けの証明書

①教員免許状取得見込証明書

教育学部学務係窓口へ申請し、約１週間後に発行されます。受取時には学生証が必要です。

③ 成績証明書、卒業見込証明書、健康に関する証明書

証明書自動発行機により即日発行されます。卒業見込証明書と健康に関する証明書には発行要件があります。学生生活の心得４　証明書を確認してください。

（３）大学院進学資料

大学院の募集要項やパンフレットは学務係横の小会議室にあります。他の大学院も含め進学を希望する学生は自由に閲覧してください。

１１　学生教育研究災害傷害保険

この保険は、教育研究活動中（授業中・学校行事中・課外活動中・通学中等）や通学中に受けた災害・傷害に対し、その程度に応じた保険金が支払われる制度であり、全国的な規模をもつ学生相互共済の傷害保険です。本学はこの制度の趣旨に賛同し、賛助会員大学となっています。教育学部では、学生後援会費からこの保険への加入金を一括して支払うようにしています。教育研究活動中や通学中に災害・傷害にあった場合には、忘れずに教育学部学務係と共通Ａ棟３階の学務部学生生活課生活福祉係に届け出を提出してください。なお、保険の詳細については、別途配付の「保険のしおり」を参照するか、学生生活課生活福祉係に照会してください。

１２　国民年金

国民年金はすべての国民に老後の生活保障や障害になったときの保障を行うことを目的とした制度で、日本に住んでいる 20 歳から 60 歳までのすべての方は加入が義務づけられています。学生は、第１号被保険者として、国民年金に加入することになります。国民年金の加入手続きは、住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。また、在学期間中の保険料を後払いできる制度もありますので、市区町村の国民年金担当窓口又は年金事務所で相談してください。

１３　健康管理

（１）定期健康診断

定期健康診断は、学校保健法に基づき、毎年実施されますので、指定された日時に必ず保健センターで受診してください。定期健康診断を受けていない学生は、教育実習等を行うことができません。

（２）保健センター

保健センターは、本学の学生及び教職員の健康の保持増進、疾病の予防や早期発見に努め、次のような業務を行っています。

①定期健康診断

健康状態をできるだけ早く的確に把握し、異常がある場合に正しい治療方法を指導することができるように実施していますので必ず受診してください。

②継続要観察者健康診断

定期健康診断等で、何らかの異常が発見され継続的に経過観察を必要とする人に健康診断を行っています。

③健康相談・カウンセリング

身体面、精神面の健康相談を行っています。 慢性の疾患のある人、最近、自分の体調に異常を感じている人、「夜眠れない」「いつも頭がぼんやりしている」「勉強に身が入らない」「友人とうまくいかない」などの悩みや気になることがある人は、気軽に受診してください。医師・カウンセラー・保健師・看護師が対応します。受付時間等は『学生生活の手引き』を参照してくだい。

④救急処置

医師・保健師・看護師が応急処置にあたっています。ただし、長期にわたり継続的な処置を要する人には、適当な医療機関を紹介しています。

⑤健康診断証明書の発行

実習、進学、就職、体育大会出場等に必要な証明書を発行しています。ただし、定期健康診断を受診していない人には発行できないので注意してください。

⑥その他

特殊定期健康診断（実験などでラジオアイソトープを使用する人や特定有害物の使用量が多い部屋に長時間滞在していると思われる人等に対して行う健康診断）等を行っています。

（３）健康保険証

自宅以外から通学している学生は、不慮の事故、病気に備えて「遠隔地被保険者証」を持っていると便利です。この発行申請には、添付書類として「在学証明書」 が必要となります。

１４　学生相談室・修学サポート室

学生相談室は、学生生活を送る中で生じた問題や迷いなどで指導教員や友人には相談できない事柄について、助言や必要な情報を提供するところです。相談の内容は、進路に関わること、転学、転専攻、他大学再受験、学業に関わる問題、対人関係、家族問題、対悪徳商法など社会的トラブル、精神的な悩みなど広い範囲にわたります。相談員（教員及びカウンセラー）は、授業期間中に学生相談室で待機しています。プライバシーの保護のため、ここでの相談内容は決して他に漏れることはありませんので、安心して利用してください。

共通教育Ａ棟５階 501 室　電話 054-237-7309

ウェブサイト　http://www.ipc.shizuoka.ac.jp/~hyoota/index2.html

修学サポート室は障害学生支援室の学内における通称です。修学サポート室では、身体障害・発達障害・精神障害があるために修学上の困難を感じている学生に対して、専任教員がご相談に

応じ、特性やニーズに合わせて必要な支援や配慮の提供をコーディネートします。

共通教育A棟5階　電話054-238-4333

ウェブサイト　http://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp/

＊＊困った時の各種相談窓口＊＊

① 指導教員

② 教育学部学務係054-238-4580、054-238-4577

③ 守衛所054-238-4444（24時間）

④ 学生支援センター　学生相談室(054-237-7309)

⑤ 修学サポート室(054-238-4333)

⑥ ハラスメント相談員（パンフレット参照）

⑦ 保健センター(054-238-4468)

⑧ 学外の相談窓口

・性被害‥静岡県警の性被害専門ダイヤル「性犯罪被害110番」 0120-783870

・その他の被害‥静岡犯罪被害者支援センター 054-651-1011

・法テラス静岡‥050-3383-5400

１５　ハラスメントの防止と相談

強い立場の人が弱い立場にある人びとに対して、不快な言動を行ったり、不平等に扱い不利益を与えたりすることによって、被害者は加害者には想像できないほど傷つくことがあります。そうした行為を「ハラスメント」といいます。

ハラスメント行為には、次のような行為があります(ハラスメントの防止等に関する規程参照)。

《セクシュアル・ハラスメント》

セクシュアル・ハラスメントとは教職員と学生、上司と部下、先輩と後輩などの力関係を背景として行われる、本人の意に反する性的言動であり、性的自己決定権を侵害し、就学や就労環境を悪化させる人権侵害行為です。

《アカデミック・ハラスメント》

教職員が、学生等に対して、教育研究の場における優位的地位を利用して、教育・研究上において不適切な言動又は差別的な取扱いを行うことです。

《パワー・ハラスメント》

教職員などが、職務上の地位または権限を不当に利用し、又は逸脱して、他の職員に対して不適切な言動又は差別的な取扱いを行うことです。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは学外、例えばアルバイト先や研修・実習先などでも起こりうるものです。

静岡大学では「ハラスメントの防止等に関する規程」(『学生生活の手引き』参照）を制定し、ハラスメント防止対策委員会や相談員を設置してハラスメントの防止及び救済に努めています。

被害の申立があった場合には、相談者の方の希望に応じて、場合によっては防止対策委員会の

下に調査委員会が設置され、事実関係の調査等を行います。調査に当たっては、関係者の方のプライバシーが尊重されるのはいうまでもありません。

調査結果に基づき、学長により必要な措置がとられます。また、処分等が必要な場合には規則に基づいて手続が進められます。

他者を傷つけるハラスメントを起こさないように各自が努めるべきなのは当然です。ただ、自分では意識せず、自覚できないまま人を傷つけてしまっていることもありますので、ハラスメント行為を指摘された場合には、真面目に受け止め、反省すべき点があれば反省し、謝罪しましょう。お互いに嫌なことを嫌だといえる環境作りが大切です。

自分がハラスメントを受けたり、あるいはハラスメント被害を見聞きしたりした場合には、自分だけで思い悩まず、できる限り早い時点で信頼できる方に相談してください。

大学ではハラスメント専門の相談員を配置しており、学生相談室や保健センターなどでも相談を受け付けています。パンフレットに相談員の名簿と連絡先が掲載されていますので、自分で自由に相談先を選んで相談してください。また、学外にも多くの相談窓口があります。

ひとりで思い悩まず、なんでも遠慮せず相談してみましょう。

１３．東海地震に備えて

１．東海地震とは

100 年から 150 年間隔で駿河湾から遠州灘にかけて周期的に発生するマグニチュード８クラスの巨大地震をいいます。1854 年の安政東海地震からすでに 160 年近く経過しており、近い将来この地震の発生が心配されています。また、西隣りの熊野灘から四国沖にかけても同じくマグニチュード８クラスの巨大地震（東南海地震および南海地震）の発生が心配されており、これらの地震が東海地震と連動した場合にはマグニチュード９近くの超巨大地震になると予想されています。

２．地震による被害

静岡市のほとんどの地区が震度６強以上の揺れに見舞われ、静岡市の海岸地区の一部が津波の直撃を受けると予想されています。阪神・淡路大震災と同程度の震度７以上の激震地区では家屋の倒壊が 30％以上におよび、急傾斜地や軟弱地盤の場所では山崩れや地割れ等が生じます。木造家屋の密集地域では火災による延焼も予測されています。被害予測は以下のページで見られます。

静岡県第４次地震被害想定

https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/

＊この中の静岡県統合基盤地理情報システム(GIS)で各地区の詳細な予測を見られます。

３．安否情報のネットワークへの掲示

震災後の学生・留学生・教職員の安否情報を「静岡大学安否情報システム」

http://anpi.ipc.shizuoka.ac.jp/

に掲示するので、実家が遠隔地の人は家族にその旨を伝えておいてください。また、大規模地震発生後は自分の安否情報を登録してください。携帯電話からも閲覧・登録できます。

４．日頃の対策

ａ．家具・テレビ等の重量物を固定したり、天井・壁等の間に転倒防止器具を入れてください。とくに就寝場所の安全を確保してください。阪神・淡路大震災では、家具や電化製品の下敷きとなって多くの命が失われました。

ｂ．住居や大学付近の危険箇所を、上記の「東海地震被害想定」や各市町のハザードマップ等で確認してください。とくに津波危険地域や土砂災害危険地域に居住している場合は、一刻も早い避難が必要となります。

ｃ．住居付近の避難場所を確認してください。

ｄ．スーパーや生協等で、ご飯の缶詰、乾パン、インスタント麺や汁ものなどの食料及び飲料水を最低３日分購入し、懐中電灯、ラジオ、電池、非常用充電器（携帯電話用）、軍手、防寒具、洗面具、下着類、常備薬、ヘルメットなどと共にリュックサック等に入れて、すぐに持ち出せるように準備してください。

ｅ．大学や地域で開講されている防災関連の授業や講演会、防災訓練などに積極的に参加し、防災に必要な知識を学んでください。

５．一般的諸注意

ａ．大学構内では、非常口・避難順路、消火器の位置と使用法、ヘルメットや懐中電灯などを確認し、災害発生時に慌てずに対処できるようにしてください。

ｂ．避難時には、エレベータは絶対に使用せず、徒歩で避難してください。

ｃ．非常口、非常階段の扉の鍵には、プラスチックのカバーがかけてありますが、ひねると壊れるので、非常の際には壊して脱出してください。

ｄ．非常階段の遮蔽物は足で簡単に蹴破れます。

ｅ．教育学部の建物内の防火シャッターは、横の開き扉から出入りできます。

６．警戒宣言の発令と避難

観測データに異常が発見された場合には、その深刻度に応じて気象庁から「東海地震調査情報」あるいは「東海地震注意情報」が発表されます。さらに事態が深刻化すると「東海地震予知情報」が発表された上で、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発令されます。「警戒宣言」の発令に伴い、ほぼ全ての交通機関がストップします。静岡大学では、上記の「東海地震注意情報」が発表された時点でただちに休講となり、その旨を学内放送等によって指示します。注意情報段階では交通機関はストップしないので、休講後は各自の判断で自由に行動してください。注意情報なしに、いきなり警戒宣言が発令された場合には、以下の指示に従ってください。

ａ．共通教育棟及び体育館で授業・研究をしている場合

担当教員の指示に従い、ひとまず第一次避難場所である「サッカー場北側」に避難した後、教育学部Ｂ棟下広場の安全確認表に記入のうえ、帰宅もしくは学内に留まってください。

ｂ．教育学部各棟で授業・研究をしている場合

教育学部の第一次避難場所である「教育学部Ｂ棟下広場」に避難し、安全確認表に記入のうえ、帰宅もしくは学内に留まってください。

上記ａ及びｂの場合で、帰宅できない時には、大学または大学付近での宿泊等の対策をたて、教育学部の地震対策本部に報告してください。

ｃ．休憩時間中及び課外活動中

図書館内にいた場合は、図書館長の指示に従って避難してください。その他の建物内及び屋外にいた場合には、最寄りの第一次避難場所にひとまず避難した後、教育学部Ｂ棟下広場の安全確認表に記入のうえ、帰宅もしくは学内に留まってください。

教育学部構内での避難経路及び第一次避難場所は教育学部地震避難経路図のとおりです。共通教育棟にいる場合と教育学部にいる場合で避難場所が違いますから、注意してください。

ｄ．登下校中

自宅または下宿等に速やかに帰宅し、報道機関の情報に注意するとともに、地域の防災活動に協力してください。

避難勧告や避難指示が出された場合、身の危険を感じた場合には、地域指定の避難場所に移動してください。その際、避難先が分かるように親族、友人、大学等と連絡を取る方法を日頃から決めておいてください。大学キャンパスは地域住民の一次避難地（不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間）、大学の体育館は避難所（災害により居住場所を確保できなくなった人を受け入れる施設）に指定されています。もし、下宿が不安である場合や帰宅が困難な場合には、大学へ避難する旨を申し出てください。その際には、携帯ラジオや数日分の食糧と水等を持参してください。

e．自宅もしくは下宿にいた場合

食料・水・懐中電灯等、必要最小限のものを持って地域の避難場所に避難してください。

地域の避難場所は各市町のホームページ等で確認できます。以下は静岡市の避難場所一覧：
http://www.city.shizuoka.jp/000_001521.html

7．突然、大規模地震が発生した場合

a．共通教育棟及び体育館で授業・研究をしている場合

一時、机の下などの安全な場所に身を隠し、地震の大きな揺れが終息するのを待って担当教員の指示に従い、余震や落下物等に注意しながら、第一次避難場所（サッカー場北側）に避難してください。研究などで研究室・実験室にいた場合は、火元を止め、できるだけ安全な場所で揺れの収まるのを待ち、その後火災発生のないこと、負傷者及び閉じこめられた人がいないことを確認してから避難してください。

避難の後、教育学部Ｂ棟下広場の安全確認表に記入のうえ、大学の指示に従って冷静に対処してください。

b．教育学部各棟で授業・研究をしている場合

一時、机の下などの安全な場所に身を隠し、地震の大きな揺れが終息するのを待って担当教員の指示に従い、余震や落下物等に注意しながら、第一次避難場所の「教育学部Ｂ棟下広場」に避難してください。研究などで研究室・実験室にいた場合は、火元を止め、できるだけ安全な場所で揺れの収まるのを待ち、その後火災発生のないこと、負傷者及び閉じこめられた人がいないことを確認してから避難してください。

第一次避難場所に避難の後、教育学部Ｂ棟下広場の安全確認表に記入のうえ、大学の指示に従って冷静に対処してください。

・研究室・実験室では、火災などによる二次災害を防ぐため、必ず消火活動を優先してください。
・負傷者等を発見した場合には、速やかに救出活動を行うか、教育学部の地震対策本部に知らせてください。
・無事を確認した後、学生諸君は救助活動、情報の収集、食糧の確保、避難住民の世話など大学及び地域でのボランティア活動の協力をお願いします。

c．休憩時間中及び課外活動中

図書館内にいた場合は、図書館長の指示に従って避難してください。その他の建物内及び屋外にいた場合には最寄りの第一次避難場所にひとまず避難し、教育学部Ｂ棟下広場の安全確認表に記入のうえ、大学の指示に従って冷静に対処してください。

教育学部構内での避難経路及び第一次避難場所は教育学部地震避難経路図のとおりです。共通教育棟にいる場合と教育学部にいる場合で避難場所が違いますから、注意してください。

d．登下校中及び在宅中

登下校中の場合は、建物・電柱等からできるだけ離れた安全な場所に避難して地震の揺れが終息するのを待って帰宅してください。被害が甚大な場合、地域の避難場所へ避難し、安否情報を上記の「静岡大学安否情報システム」に登録してください。

予想される大地震発生後は、交通機関は完全に止まると考えてください。徒歩での帰宅が困難な場合には、大学に引き返してください。

ｅ．自宅もしくは下宿にいた場合

食料・水・懐中電灯等、必要最小限のものを持って地域の避難場所に避難してください。また、安否情報を上記の「静岡大学安否情報システム」に登録してください。

地域の避難場所は各市町のホームページ等で確認できます。以下は静岡市の避難場所一覧：
http://www.city.shizuoka.jp/000_001521.html

８．震災後の登校

震災後は適切な時期に登校して、教育学部Ｂ棟下広場の対策本部にて、自己の安全、下宿等の状況、帰省先の状況、援助の必要性、避難先、所属クラブ、友人・知人の安否、ボランティア活動の可否等について登録してください。その際可能ならばバイク・自転車を持参してください。

授業の開始は、新聞、テレビ、ラジオや大学のホームページに掲示します。

教育学部地震避難経路図

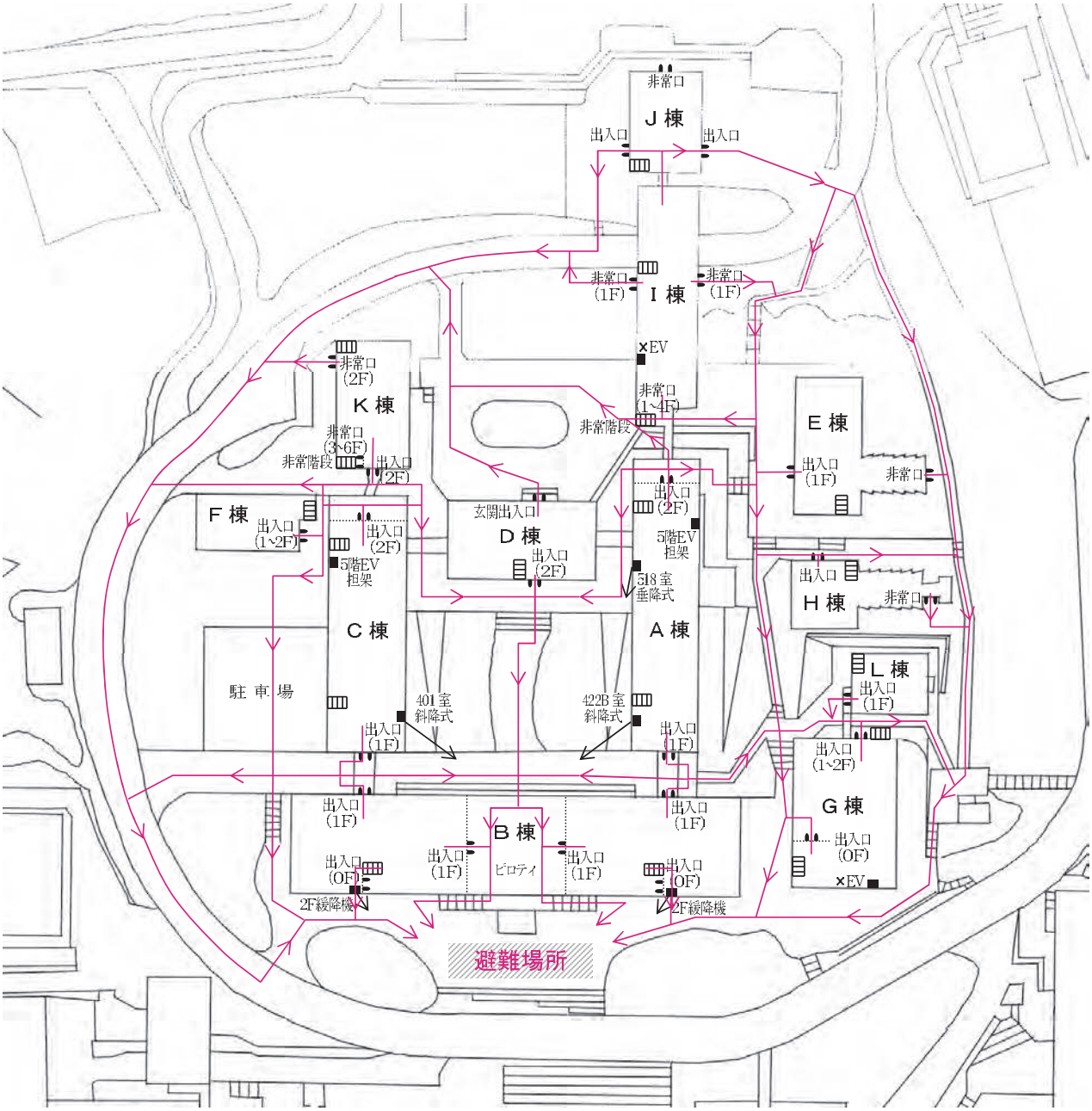

【避難の際の注意事項】

●原則は、最短ルートで近い出口から屋外へ出て、建物から離れてください。
●その際、非常階段を使用し、エレベーターは使用しないでください。
●その後、安全なルートにより避難場所へ集合してください。

あくまで目安として複数の経路を示してあります。
実際の被災状況に応じて各自最良と思われる経路を選んでください。

共通教育棟避難経路及び第１次避難場所

棟	教　　室	避 難 経 路	第１次避難場所
Ａ棟	001　002　003　004 005　006　007　008	Ａ棟０階南向き出入口	ラグビー・サッカー場
	101　102　103　104 105　106	Ａ棟１階東側の北向き出入口	
	201　202　203　204 205	Ａ棟２階北向き玄関	
	301　302　303　304 305	Ａ棟３階東側の南向き出入口	
	401　402　403　404 405	Ａ棟中央階段を利用し、２階北向き玄関	
Ｂ棟	301　401　501	Ｂ棟東側及び西側階段	
Ｃ棟	307　308　406 物理実験室 生物実験室 地学実験室	Ｃ棟東側階段を利用し、３・４階南向き出入口	
	103　化学実験室 205　化学実験室	Ｃ棟中央階段を利用し、１階中央の北向き出入口	
Ｄ棟	1　生物実験室	Ｄ等南向き玄関	
	2　3	教室東側出口より退室（渡橋しない）	
Ｌ棟	204　304　305　306	Ｌ棟北側階段を利用し、東向き出入口	
	201　202　203　301 302　303	Ｌ棟南側階段	
人文Ｅ棟	1　2	人文Ｅ棟東向き玄関	
体育館及び体育施設			

自然災害等による一斉休講措置のガイドライン

平成３０年１０月１７日　教育研究評議会決定

（趣旨）

1　本ガイドラインは、自然災害等の影響により学生の安全又は通学手段に支障が出る場合に、大学の授業の休講（定期試験、課外活動等の中止を含む。以下同じ。）をするために必要な事項を定める。

（大雨・暴風等による休講の基準）

2　大雨･暴風等により、キャンパスの所在地において、以下のいずれかの基準に該当した場合は、該当するキャンパスを一斉休講とする。

(1)　大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき

(2)　大雨警報又は暴風警報が発表された状況において、公共交通機関（大学に通じる市内路線バス、静岡駅・浜松駅発着のＪＲ在来線。以下同じ。）のいずれかが不通となっているとき

(3)　避難勧告又は避難指示が発令されたとき

（大雨・暴風等による休講の適用対象）

3　前項の休講基準に該当した場合、授業の開講時間帯に応じて、以下のとおり休講とする。

(1)　午前の授業：午前７時の時点で休講基準に該当している場合は休講とする。

(2)　午後の授業：午前１１時の時点で休講基準に該当している場合は休講とする。

(3)　夜間の授業：午後４時の時点で休講基準に該当している場合は休講とする。

(4)　集中講義・休日授業：(1)から(3)を原則としつつ、各科目の開講時間帯等を考慮し休講とする。

(5)　その他：(1)から(4)の時間帯において、授業開講中に休講基準に該当した場合は、必要に応じて、授業を中断して当該時間帯を休講とする。

（地震による休講の基準）

4　地震により、キャンパスの所在地（直近の観測点）において、以下のいずれかの基準に該当した場合は、該当するキャンパスを一斉休講とする。なお、休講の適用対象は大雨・暴風等の場合に準じる。

(1)　震度６弱以上の地震が発生又は大津波警報が発表されたとき

(2)　震度５弱以上の地震が発生又は津波警報が発表された状況において、公共交通機関のいずれかが不通となっているとき

(3)　その他、地震の影響で学生の安全又は通学手段に重大な支障が出ているとき

(4)　気象庁による「南海トラフ地震に関連する情報（臨時)」の発表を受け、本学において一斉休講が必要であると判断したとき

（休講決定の周知）

5　本ガイドラインにより大学が休講を決定したときは、学務情報システムのトップページへの掲載により、影響を受ける学生・教職員等に通知する。また、学務情報システムの一斉メール等による通知もあわせて行う。

（その他）

6　その他、自然災害等により、キャンパスの所在地において、学生の安全又は通学手段に重大な支障が出ていると本学が判断した場合は、該当するキャンパスを一斉休講とする。